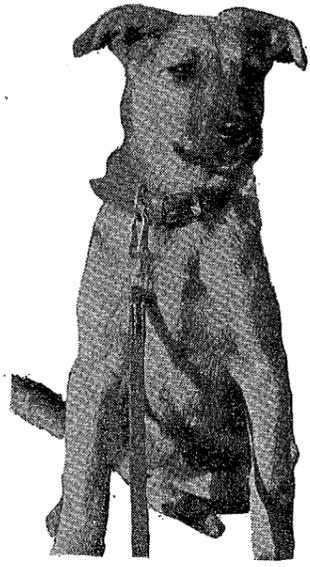




### あなたの愛犬を



### 狂犬病から守りましょう

まだ畜犬の登録申請の済まない方は、市衛生課又ははもりの出張所で登録を済ませましょう。

なお左記日程で追加予防注射を実施します。

▽五月二十六日(木) 門田地区 九時～十時 金堀公民館前

▽五月二十七日(金) 一箕地区 九時～十時 金堀公民館前

十時三十分は遅れなく受けて下さい。

一、該当者 満三才より十才までの犬

二、接種場所及び日時

五月二十三日 泉立若松病院 栄町西分

五月二十四日 物江医院 栄町一丁目

五月二十五日 秋元医院 屋敷町

五月二十六日 齋藤医院 甲賀町

五月二十七日 小林医院 馬場二丁目

五月二十八日 吉田医院 大町堅丁

五月二十九日 大竹医院 一箕町

五月三十日 星小児科 栄町旧二丁目

五月三十一日 星小児科 栄町旧二丁目

六月一日 星小児科 栄町旧二丁目

六月二日 星小児科 栄町旧二丁目

六月三日 星小児科 栄町旧二丁目

六月四日 星小児科 栄町旧二丁目

### 計量器定期検査を受けて下さい

計量器定期検査が行われ計量器はもれなく提出受検します。この検査は業務上取って下さい。

計量器定期検査を受けるには、ハカリを清掃して提出し、ハカリを提出して提出して下さい。

計量器定期検査を受けるには、ハカリを提出して提出して下さい。

検査区域	実施期日	実施場所
津若松市	昭和三十五年五月二十三日	市役所内計量検査所
津若松市	二十四日	市役所内計量検査所
津若松市	二十五日	市役所内計量検査所
津若松市	二十六日	市役所内計量検査所
津若松市	二十七日	市役所内計量検査所
津若松市	二十八日	市役所内計量検査所
津若松市	二十九日	市役所内計量検査所
津若松市	三十日	市役所内計量検査所
津若松市	三十一日	市役所内計量検査所
津若松市	六月一日	市役所内計量検査所
津若松市	六月二日	市役所内計量検査所
津若松市	六月三日	市役所内計量検査所
津若松市	六月四日	市役所内計量検査所

計量器定期検査が行われ計量器はもれなく提出受検します。この検査は業務上取って下さい。

計量器定期検査を受けるには、ハカリを清掃して提出し、ハカリを提出して提出して下さい。

計量器定期検査を受けるには、ハカリを提出して提出して下さい。

### 被保険者証の検認 実施について

現在の「被保険者証」は何時でも検認を受けられ、昨年四月に切り換えて丸一年のうちに準備しておいて下さい。

特記左記に該当する人は、事前に被保険者証と印鑑を、持参の上保険課に提出して下さい。

一、転入又は転出して未届の世帯の被保険者証の検認を五月二十日から六月四日迄の十六日間の日程で行います。

二、出生、死亡のあったもの、或は喪失したもの、或は喪失したものの、資格を有して未届のもの

### 旧軍人等の各種恩給請求 権の時効起算並びに消滅時期について

一、普通恩給について

昭和二十一年一月一日以前に普通恩給の裁定を受けたものが、その再就職の期間が七年未満のため昭和二十八年一月一日以後に裁定を受ける必要とするものは改定請求を必要とする。

二、普通恩給及び普通扶助料の改定請求について

昭和二十一年一月一日以前に普通恩給の裁定を受けたものが、その再就職の期間が七年未満のため昭和二十八年一月一日以後に裁定を受ける必要とするものは改定請求を必要とする。

### 恩給法の請求について

昭和二十八年法律第百五十五号が施行され、旧軍人軍属、戦没者遺族等に恩給又は扶助料が支給されるようになった。従ってこの法律施行と同時に権利が発生しているものは昭和三十五年七月末日まで請求しないときは時効となるので、請求を受ける権利を失うことになるので、請求して下さい。

一、普通恩給について

(一) 昭和二十一年一月一日以前に普通恩給の裁定を受けたもの

(二) 昭和二十一年一月一日以前に普通恩給の裁定を受けたものが、その再就職の期間が七年未満のため昭和二十八年一月一日以後に裁定を受ける必要とするものは改定請求を必要とする。

二、普通恩給及び普通扶助料の改定請求について

昭和二十一年一月一日以前に普通恩給の裁定を受けたものが、その再就職の期間が七年未満のため昭和二十八年一月一日以後に裁定を受ける必要とするものは改定請求を必要とする。

### 新刊図書

一般向図書

▽宗教改革の神学 北森嘉蔵

▽日本荘園成立史の研究 阿部猛

▽日本城郭全集 才四郎

▽日本人の社会意識 福武直樹

▽アメリカ文化素描 小林誠

▽家庭電機技術 荒井

▽小島共著 奥さま

▽朝日新聞社 二日酔い

▽田村隆一 演劇百景

▽河竹繁

▽遺書配達人 有馬頼義

▽夢野元夜 夜の触手

▽岡昇平 飯と汗 川口松太郎

▽男たち 平林たい

▽灰色の午後 佐藤信子

▽墓碑名 小島信夫

▽小説の変貌 白井浩司

▽はなのしんわ 上杉

▽ハチロー 上杉

▽伊藤之介 伊藤之介

▽四月分増加図書

館内 一三二冊

貸出 三七冊

合計 一四九冊

下記期間交通運動が実施されますので市民の皆様の御協力をおねがいいたします。

(1) 期間 5月16日から5月25日まで

(2) 運動の重点目標は次の通りです。

交通安全法令の周知徹底とその遵守励行

イ 正しい歩行の励行

ロ 安全運転の励行

ハ 無資格運転をなくすこと

ニ めいいてい運転をなくすこと

ホ 安全速度の遵守

ヘ 追い越しの際の安全確認の励行

ト 幼児児童の通行の保護

チ 踏切りにおける安全確認のための一時停車の励行

リ 車両の完全整備の励行

(3) 道路使用についての法令の遵守

5月16日～5月25日

会津若松警察署 県交通安全協会会津若松支部

つじが咲き始めました

背あぶり山公園へどうぞ!

5月下旬～6月末日迄が見頃です

楽しい一日の行楽はケーブルで!

毎朝8時～夕方6時まで

会津若松市索道事業所 電話70番



下記期間交通運動が実施されますので市民の皆様の御協力をおねがいいたします。

(1) 期間 5月16日から5月25日まで

(2) 運動の重点目標は次の通りです。

交通安全法令の周知徹底とその遵守励行

イ 正しい歩行の励行

ロ 安全運転の励行

ハ 無資格運転をなくすこと

ニ めいいてい運転をなくすこと

ホ 安全速度の遵守

ヘ 追い越しの際の安全確認の励行

ト 幼児児童の通行の保護

チ 踏切りにおける安全確認のための一時停車の励行

リ 車両の完全整備の励行

(3) 道路使用についての法令の遵守

5月16日～5月25日

会津若松警察署 県交通安全協会会津若松支部

つじが咲き始めました

背あぶり山公園へどうぞ!

5月下旬～6月末日迄が見頃です

楽しい一日の行楽はケーブルで!

毎朝8時～夕方6時まで

会津若松市索道事業所 電話70番